住宅貸付のご案内

年利

1.26% (令和6年11月1日現在)

当組合では、組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付けを行っており、普通貸付や住宅貸付などの貸付けがあります。

貸付けは組合員資格を取得してから1年以上の方が対象で、貸付申込書類は、毎月5日(当組合必着)が提出期限となり、送金日はその月の金融機関の末営業日の前営業日です。

なお、所属所の提出期限は所属所ごとに異なりますので共済事務担当課にご確認ください。今回は住宅貸付についてご案内します。

1 住宅貸付の対象となるもの

「新築」「土地の購入」「住宅の購入」「リフォーム」「外構工事」 「物置の設置」など

2 貸付金の限度額

給料月額と勤務年数により 最大2,100万円 (在宅介護対応住宅貸付 300万円含む。)

3 住宅貸付のメリット

借入時

事務手数料・保証料 0円

住宅貸付では、一般的に借入時に支払う事務手数料(例 借入金額×2.2%)の費用はかかりません。連帯保証人も必要なく、保証料を上乗せすることもないので、費用を抑えることができます。

● **抵当権の設定・行政書士の費用 0円** 銀行では担保として抵当権を設定しますが、当組合の住宅貸付では必要がないため、時間や費用がかかりません。当組合では抵当権を設定しない代わりに住宅資金貸付保険に加入しています。

利用時

- ●一部・全部繰上償還・償還期間の変更の手数料 0円
- 手続きの窓口は、所属所の 共済事務担当課
- 給与控除で残高不足の心配なし

